

阿賀野市告示第27号

阿賀野市自治会活動応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月26日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市自治会活動応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市自治会活動応援補助金交付要綱（令和3年阿賀野市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（交付回数の制限）

第6条 補助金の交付回数は、1自治会につき同一年度内で1回を限度とし、その後の補助金交付の可否については別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。